

別記

1 利用回線等に係る電気通信サービスの名称等

(1)～(4) 削除

(5) 第2種サービス(タイプ2に係るものに限ります。)について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャンネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

電気通信サービス		取扱いの単位	チャンネル数の上限	その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域
名称	品目			
NTT 東西が定める I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス(メニュー5-1のプラン3-1のⅡ型又はプラン4-1に係るものに限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに32チャンネルまで	当社が別に定める区域
	200Mb/s			
	1 Gb/s			
NTT 東西が定める I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス(メニュー5-2のⅡ型に係るものに限ります。)	100Mb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに8チャンネルまで	当社が別に定める区域
	200Mb/s			
	1 Gb/s			
NTT 東西が定める I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網サービス(メニュー5-1のプラン4-2又はプラン5に係るものに限ります。)	1 Gb/s	左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。	左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに100チャンネルまで	当社が別に定める区域

(6) 削除

(7) 当社の音声利用 I P 通信網サービスの提供区間は、次の区間とします。

ア 回線収容部と回線収容部(当社が必要により設置する電気通信設備を含みます。以下において同じとします。)又は相互接続点との間

## J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (別記)

イ サービス接続点と回線収容部、サービス接続点 ( I P 通信網とのサービス接続点に限ります。)、利用回線 ( その利用回線に係る電気通信サービスが NTT 東西が定める I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー 5 における提供の形態による細目が II 型の I P 通信網サービスであるものに限ります。以下 において同じとします。)、契約者回線又は相互接続点との間

ウ 利用回線と回線収容部、利用回線、契約者回線又は相互接続点との間

エ 契約者回線と回線収容部、契約者回線又は相互接続点との間

### 2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人 ( 接続契約者回線等 ( 契約者回線を除きます。)) に係る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者としていただきます。) を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

(4) (1) から (3) の規定にかかわらず、契約者の地位の承継についての届出がないときは、当社は、その契約に係る接続契約者回線等 ( 契約者回線及び光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される利用回線を除きます。)) の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

(注) (1) 及び(2) の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

### 3 契約者の氏名等の変更の届出

(1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届出がないときは、第 19 条の 13 ( 当社が行う第 2 種契約の解除) 及び第 23 条 ( 利用停止) に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(注) 及び の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

### 4 相互接続通信の料金等の取扱い

## J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (別記)

(1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

ア 国内通信に係る相互接続通信は、NTT 東西が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

イ 国際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、NTT 東西がその契約者の契約者回線番号等をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

(2) 別記 15 (相互接続通信の接続形態と料金の取扱い) に規定する接続形態により行われる相互接続通信 ((4) から(7) に規定するものを除きます。) の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記 15 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 15 に定めるところによります。ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第 1 表第 1 類 (基本料金)、同表第 2 類 (通信料金) 又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) (2) に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(4) 別記 15 に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等 (エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記 12 に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。) に係る相互接続通信 (当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り) の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア 中継事業者等に係る他社相互接続通信 (当社が別に定めるものに限り) 以下この別記 4 において同じとします。) 以外の他社相互接続通信を伴うとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と、中継事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記 15 に定めるところによります。

イ 中継事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。

その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記 15 に定めるところによります。

(5) 別記 15 に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記 12 に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信 (当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り) の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

## J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (別記)

- (6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア イ以外のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

### 4の2 契約者からの契約者回線の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が第2種契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 当社が第2種契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (4) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

### 5 電話帳

- (1) 当社は、NTT東西が定める電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に第2種契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。
- (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。
- (3) 第2種契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

## 5の2 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

## 5の3 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

## J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (別記)

### 5の4 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

### 5の5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5の3(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

## 6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

### 6の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第32条(基本料金の支払義務)から第35条(工事費の支払義務)までの規定、第53条(番号案内)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、本規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用(当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

## 7 料金明細内訳情報の提供

## J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (別記)

当社は、あらかじめ第2種契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置(料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。)に登録した電子データにより提供します。

### 7の2 時報サービス

(1) 当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

(2) 時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

## 8 削除

### 8の2 削除

### 9 削除

### 10 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。)の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

### 10の2 端末設備の提供

(1) 当社は、契約者(当社が別に定めるものについては、その第2種契約に係る利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。以下この別記10の2において同じとします。)から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

### 10の3 情報料回収代行の承諾

第2種契約者は、有料情報サービス(音声利用IP通信網サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者(以下「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

## J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (別記)

### 10の4 情報料回収代行に係る回収の方法

(1) 当社は、別記10の3(情報料回収代行の承諾)の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その第2種契約者に請求します。この場合、その利用に係る第2種サービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。

(2) (1)の場合において、請求する有料情報サービスの料金は、当社の機器により計算します。

### 10の5 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

### 11 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

### 12 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1 端末系事業者	電気通信番号規則別表第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者(西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。)
3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1号に規定する携帯無線通信(別記13(携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス)に規定するものに限ります。)を提供する電気通信事業者

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (別記)

4 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号(別記14(IP電話事業者の電気通信番号)に規定するもの)に限り、を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者
-----------	---

1.3 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

電気通信サービス
当社が別に定める電気通信サービス

1.4 IP電話事業者の電気通信番号

区分	使用される電気通信番号
グループA	当社が別に定める番号
グループB	当社が別に定める番号
グループC	当社が別に定める番号

1.5 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態	料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1 発信側の電気通信設備： 接続契約者回線等 着信側の電気通信設備： 端末系事業者、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備については、当社が別に定めるものに限り、) )	当社	当社	その通信(その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。)の発信に係る接続契約者回線等の契約者(利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。)	本規約の定めるところによります。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (別記)

2	発信側の電気通信設備:	(1) (2)から(5)以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。
	端末系事業者に係る電気通信設備	(2) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	当社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。
	着信側の電気通信設備: 接続契約者回線等	(3) 西日本電信電話株式会社に係る電気通信設備(電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。)から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	西日本電信電話株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。
		(4) 電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合((2)又は(3)の場合を除く。)	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(5) 削除	—	—	—	—

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (別記)

3	発信側の電気通信設備：	(1) (2)以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
	携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備  着信側の電気通信設備： 接続契約者回線等	(2)削除	—	—	—	—
4	削除	(1) 削除	—	—	—	—
		(2) 削除	—	—	—	—
5	発信側の電気通信設備： IP電話事業者に係る電気通信設備  着信側の電気通信設備： 接続契約者回線等		IP電話事業者	同左	そのIP電話事業者の契約約款等に規定する者	そのIP電話事業者の契約約款等に定めるところによります。

1.6 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約

1.7 技術資料の項目

1 電気通信回線設備と端末設備の分界点	
2 基本的な通信形態とインタフェース等	

なお、上記の技術資料はNTT 東日本およびNTT 西日本のホームページ（以下のURL）からご覧いただけます。

J:COM PHONE ひかり (N) 利用規約 (別記)

(NTT 東日本)

<https://www.ntt-east.co.jp/gisanshi/index.html>

(NTT 西日本)

<https://www.ntt-west.co.jp/info/gisanshi/>